

特集

最新・企業活動に影響を与える関係法の改正と実務の今後

近時の会社法・金商法関連法令の改正による企業法務への影響と今後

弁護士

石崎泰哲 Yasunori Ishizaki

弁護士

西原彰美 Akimi Nishihara

I はじめに

企業法務を取り巻く制度改正や、これに伴う実務対応事項は年々多くなっているが、近年の特徴的な動きとして、会社法関連法令の改正に伴う株主総会実務の変更、とりわけ株主総会のデジタル化への対応のほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）の改正による有価証券報告書の情報開示の充実が挙げられる。

本稿では、このような制度改正や、これに伴う実務対応について解説することとする¹。

II 会社法関連法令の改正と株主総会実務の動き

1 株主総会資料の電子提供制度の開始

(1) 概要

株主総会資料の電子提供制度とは、取締役が株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトアドレス等を株主総会の招集の通知に記載等して通知した場合には、株主の個別の承諾を得

ることなく株主に対し株主総会資料を適法に提供したものとする制度である（会社法325条の2～325条の7等）²。

この制度の導入により、株式会社が株主に対し株主総会資料を電子的に提供するようになれば、株主総会資料を印刷したり、株主に郵送したりする時間や費用等が削減され、また、これまでよりも早期に株主に対して株主総会資料が提供され、株主による議案等の検討時間が確保されるとともに、充実した内容の株主総会資料が株主に提供されることなどが期待されている³。

株主総会資料の電子提供制度は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）で導入され、上場会社等においては2023年3月1日以降に開催される株主総会に係る資料より適用されている。そのため、3月期決算会社においては、本年6月の定時株主総会のタイミングで初めて上記制度が適用されることになる。以下では、基本的に上場会社を念頭に置きつつ、株主総会資料の電子提供制度の概要をご説明するとともに、これに関する主要な実務対応について解説する。

(2) 電子提供措置

まず、株主総会資料の電子提供制度を採用す

1 なお、本稿のうち意見にわたる部分は筆者らの私見であり、筆者らが過去に所属した、又は現在において所属する組織の見解を示すものではない。

2 竹林俊憲編著『一問一答 令和元年改正会社法』（商事法務、2020年）10頁。

3 竹林・前掲注（2）11頁。